

S A C O 最終報告及び在日米軍再編に伴う基地返還計画との関係に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年四月十六日

大田 昌 秀

参議院議長 扇 千 景殿

○

○

## S A C O 最終報告及び在日米軍再編に伴う基地返還計画との関係に関する質問主意書

日米両政府は、平成八年十二月の「沖縄における施設及び区域に関する特別行動委員会」いわゆるS A C Oの最終報告において、在沖縄米軍基地・施設の返還等に関する十一事案について合意した。しかし、米海兵隊普天間飛行場のように、現在に至っても未だ返還が進んでいない基地・施設がある。ところが、平成十八年五月一日、日米両政府は、在日米軍再編に伴う基地・施設の返還計画いわゆる「ロードマップ」を作成したが、同計画の中にS A C O最終報告で合意された普天間飛行場の事案も組み入れられている。しかし、S A C Oの合意事項で同計画に組み入れられていない事案もあり、S A C O最終報告と在日米軍再編とは一体どのように関連しているのか、疑問とせざるを得ない。

そこで、以下質問する。

- 一 S A C O最終報告で合意された基地・施設の返還に係る事案のうち全部返還及び一部返還並びに未返還の事案に区分するとともに、一部返還あるいは未返還となっている理由並びに、そのうち米軍再編に係る「ロードマップ」に編入した事案及びその理由を具体的に示されたい。

- 二 S A C O最終報告の実施に当たって国が返還跡地整備や関係自治体への施設周辺調整交付金や民生安定

事業等に要した費用及び今後実施する事案の予定とそれに係る経費の見通しを示されたい。

三 SACO最終報告と在日米軍再編に伴う「ロードマップ」との関係について明らかにされたい。また、SACO最終報告に示されたにもかかわらず、未だ返還されていない事案を在日米軍再編に伴う「ロードマップ」の中に組み入れることについて、米側とは、いつ、どのように協議したのか。また、それは閣議決定されたのか、それぞれ明らかにされたい。

右質問する。